

様式第 39 の 2 (第 47 条の 2 関係)

災害時連携計画届出書

令和 2 年 7 月 9 日

経済産業大臣 殿

札幌市中央区大通東一丁目2番地
北海道電力ネットワーク株式会社
代表取締役社長
社長執行役員

藪下裕己



仙台市青葉区本町一丁目7番1号
東北電力ネットワーク株式会社
取締役社長

坂本光弘



東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
東京電力パワーグリッド株式会社
代表取締役社長 金子 禎 則



名古屋市東区東新町1番地
中部電力パワーグリッド株式会社
代表取締役
社長執行役員

市川 弥生 次



富山市牛島町15番1号

北陸電力送配電株式会社

代表取締役社長 水野 弘



大阪市北区中之島三丁目6番16号

関西電力送配電株式会社

代表取締役社長 土井 義 宏



広島市中区小町4番33号

中国電力ネットワーク株式会社

代表取締役社長 松岡 秀夫



高松市丸の内2番5号

四国電力送配電株式会社

取締役社長

横井郁夫



福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

九州電力送配電株式会社

代表取締役社長 廣 渡

健



沖縄県浦添市牧港五丁目2番1号

沖縄電力株式会社

代表取締役社長

本 永 浩 之



電気事業法第33条の2第1項の規定により、次のとおり災害時連携計画を届け出ます。

1 一般送配事業者相互の連絡に関する事項

○一般送配電事業者相互の連絡に関する事項及び被災事業者の対応方針

本届出書に添付の災害時連携計画（以下「連携計画」という）のとおり。

なお、

- 1 事業者間の連絡体制については、連携計画の第6条（事前準備）（1）・（2）、連携計画の別添1「応援実施要領」および連携計画の別添2「連絡体制および連絡フロー」に記載のとおり。
- 2 被災事業者から他の事業者に対する応援要請の考え方、応援事業者の受け入れ体制については、連携計画の第10条（被災事業者の対応）（3）・（4）、連携計画の別添1「応援実施要領」および連携計画の別添5「配電設備復旧相互応援マニュアル」に記載のとおり。
- 3 被害状況の把握といった非常災害発生時対応における体制整備については、連携計画の第7条（設備およびシステム等の整備）（2）・（3）、連携計画の第10条（被災事業者の対応）（1）・（2）・（5）および連携計画の別添5「配電設備復旧相互応援マニュアル」に記載のとおり。

備考 1 事業者間の連絡体制について記載すること。

2 被災事業者から他の事業者に対する応援要請の考え方、応援事業者の受け入れ体制について記載すること。

3 被害状況の把握といった非常災害発生時対応における体制整備について記載すること。

2 一般送配事業者による従業者及び電源車の派遣及び運用に関する事項

○一般送配電事業者による従業者に関する事項及び応援体制の方針

本届出書に添付の連携計画のとおり。

なお、

- 1 応援要請が予測される場合の準備体制については、連携計画の第9条（応援事業者の対応）、連携計画の別添1「応援実施要領」および連携計画の別添5「配電設備復旧相互応援マニュアル」に記載のとおり。
- 2 応援事業者の安全管理及び健康管理については、連携計画の第11条（応援にあたっての留意事項）（2）・（3）および連携計画の別添5「配電設備復旧相互応援マニュアル」に記載のとおり。

備考 1 応援要請が予測される場合の準備体制について記載すること。

2 応援事業者の安全管理及び健康管理について、労働災害防止の観点から記載すること。

○一般送配電事業者による電源車の派遣、運用・管理手法

本届出書に添付の連携計画のとおり。

なお、

- 1 電源車ニーズの収集・派遣を一元的に運用・管理する手法については、連携計画の第6条（事前準備）（3）および連携計画の別添5「配電設備復旧相互応援マニュアル」に記載のとおり。
- 2 電源車の位置、復旧要員の位置等を把握するためのシステム等については、1に同じ。

備考 1 電源車ニーズの収集・派遣を一元的に運用・管理する手法について記載すること。

2 電源車の位置、復旧要員の位置等を把握するためのシステム等について記載すること。

3 迅速な復旧に資する電気工作物の仕様の共通化に関する事項

○電気工作物の仕様の共通化に関する対応

本届出書に添付の連携計画のとおり。

なお、迅速な仮復旧作業に係る各社設備仕様の共通化に関し、工具、資機材の共用可否、および、共用できないものに関し、今後の仕様統一化等対応の見込みについては、連携計画の第7条（設備およびシステム等の整備）（1）、連携計画の別添3「電源車等の資機材保有状況」および連携計画の別添5「配電設備復旧相互応援マニュアル」に記載のとおり。

また、連携計画の別添3「電源車等の資機材保有状況」の別紙として作成し、電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」という）に共有することとしている「電源車等の資機材保有状況」、および、連携計画の別添5「配電設備復旧相互応援マニュアル」の別紙として作成し、広域機関に共有することとしている「復旧作業迅速化に向けた復旧方法、設備仕様等の統一化への取組み」に記載のとおり。

備考 迅速な仮復旧作業に係る各社設備仕様の共通化に関し、工具、資機材の共用可否を記載するとともに、共用できないものについては、今後の仕様統一化等対応の見込みについて記載すること。

4 復旧方法等の共通化に関する事項

○復旧方法等の共通化の実施内容

本届出書に添付の連携計画のとおり。

なお、

1 復旧方法に関し、被害種類毎に復旧の手順や使用する工具、資機材については、連携計画の第7条（設備およびシステム等の整備）（1）および連携計画の別添5「配電設備復旧相互応援マニュアル」に記載のとおり。

また、連携計画の別添5「配電設備復旧相互応援マニュアル」の別紙として作成し、広域機関に共有することとしている「復旧作業迅速化に向けた復旧方法、設備仕様等の統一化への取組み」に記載のとおり。

電源車等共同運用が想定されるものに関し、操作手順については、連携計画の第6条（事前準備）（3）および連携計画の別添5「配電設備復旧相互応援マニュアル」に記載のとおり。

また、連携計画の別添5「配電設備復旧相互応援マニュアル」の別紙として作成し、広域機関に共有することとしている「電源車操作マニュアル」に記載のとおり。

2 完全復旧よりも早期の停電解消を最優先する仮復旧手順については、連携計画の第11条（応援にあたっての留意事項）（1）および連携計画の別添5「配電設備復旧相互応援マニュアル」に記載のとおり。

また、連携計画の別添5「配電設備復旧相互応援マニュアル」の別紙として作成し、広域機関に共有することとしている「復旧作業迅速化に向けた復旧方法、設備仕様等の統一化への取組み」および「仮復旧手順」に記載のとおり。

備考 1 復旧方法に関し、被害種類毎に復旧の手順や使用する工具、資機材を記載するとともに、電源車等共同運用が想定されるものについては操作手順を記載すること。

2 完全復旧よりも早期の停電解消を最優先する仮復旧手順について記載すること。

5 災害時における設備の被害状況その他の復旧に必要な情報の共有方法に関する事項

○復旧に必要な情報の共有方法

本届出書に添付の連携計画のとおり。

なお、被害状況や復旧状況の迅速な把握及び工程管理に関するシステム等については、連携計画の第7条（設備およびシステム等の整備）（2）・（3）および連携計画の別添5「配電設備復旧相互応援マニュアル」に記載のとおり。

備考 被害状況や復旧状況の迅速な把握及び工程管理に関するシステム等について記載すること。

6 電源車の燃料の確保に関する事項

○燃料の確保の方針

本届出書に添付の連携計画のとおり。

なお、一般送配電事業者間において電源車の応援派遣を受け入れる事態を想定した燃料の確保の方針として、平時における燃料の調達量及び緊急時における追加的な燃料の調達方針、緊急時に備えた燃料補給用ローリー及びドラム缶等の調達方針・リスト（一般送配電事業者やその関連会社が締結している災害協定等により目指す緊急時の確保台数（他の一般送配電事業者への応援融通台数を含む。）を含む。）、電源車の燃料調達等に係る人員の応援体制については、連携計画の第6条（事前準備）（4）および連携計画の別添4「燃料調達方針」に記載のとおり。

また、連携計画の別添4「燃料調達方針」の別紙として作成し、広域機関に共有することとしている「電源車燃料等の平常時契約先・非常災害時協定締結状況」に記載のとおり。

備考 一般送配電事業者間において電源車の応援派遣を受け入れる事態を想定した燃料の確保の方針として、平時における燃料の調達量及び緊急時における追加的な燃料の調達方針、緊急時に備えた燃料補給用ローリー及びドラム缶等の調達方針・リスト（一般送配電事業者やその関連会社が締結している災害協定等により目指す緊急時の確保台数（他の一般送配電事業者への応援融通台数を含む。）を含む。）、電源車の燃料調達等に係る人員の応援体制について記載すること。

7 電気の需給及び電力系統の運用に関する事項

○電気の需給及び電力系統の運用の実施状況

本届出書に添付の連携計画のとおり。

なお、

1 需給ひっ迫時における需給状況の改善方策については、連携計画の第13条（電力需給および系統の運用）および連携計画の別添8「需給状況改善・系統復旧方針」に記載のとおり。

2 大規模停電等発生時における復旧方策については、1に同じ。

備考 1 需給ひっ迫時における需給状況の改善方策について記載すること。

2 大規模停電等発生時における復旧方策について記載すること。

8 電気事業者、地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

○本届出書の計画が対象とする電気事業者との連携に関する実施内容

本届出書に添付の連携計画のとおり。

なお、

1 グループ会社の発電事業者、小売電気事業者との災害復旧作業の連携については、連携計画の第8条（関係機関との連携）（5）・（6）、連携計画の第10条（被災事業者の対応）（1）・（2）および連携計画の別添6「関係機関との連携にあたっての留意事項および連携事例集」に記載のとおり。

2 グループ会社以外の発電事業者、小売電気事業者との災害復旧作業の連携については、連携計画の第8条（関係機関との連携）（5）・（6）、連携計画の第10条（被災事業者の対応）（2）および連携計画の別添6「関係機関との連携にあたっての留意事項および連携事例集」に記載のとおり。

また、連携計画の別添6「関係機関との連携にあたっての留意事項および連携事例集」の別紙として作成し、広域機関に共有することとしている「連携事例集」に記載のとおり。

- 備考 1 グループ会社の発電事業者、小売電気事業者との災害復旧作業の連携について、巡視要員の確保や問い合わせ対応要員の確保なども含めて記載すること。
- 2 グループ会社以外の発電事業者、小売電気事業者との災害復旧作業の連携について記載すること。

○本届出書の計画が対象とする地方公共団体との連携に関する実施内容

本届出書に添付の連携計画のとおり。

なお、災害復旧作業の連携に関して、地方公共団体との連携については、連携計画の第8条（関係機関との連携）（1）・（6）および連携計画の別添6「関係機関との連携にあたっての留意事項および連携事例集」に記載のとおり。

また、連携計画の別添6「関係機関との連携にあたっての留意事項および連携事例集」の別紙として作成し、広域機関に共有することとしている「連携事例集」に記載のとおり。

備考 災害復旧作業の連携に関して、地方公共団体との連携について記載すること。

○本届出書の計画が対象とする自衛隊との連携に関する実施内容

本届出書に添付の連携計画のとおり。

なお、災害復旧作業の連携に関して、自衛隊との連携については、連携計画の第8条（関係機関との連携）（2）・（6）および連携計画の別添6「関係機関との連携にあたっての留意事項および連携事例集」に記載のとおり。

また、連携計画の別添6「関係機関との連携にあたっての留意事項および連携事例集」の別紙として作成し、広域機関に共有することとしている「連携事例集」に記載のとおり。

備考 災害復旧作業の連携に関して、自衛隊との連携について記載すること。

○本届出書の計画が対象とする通信業界との連携に関する実施内容

本届出書に添付の連携計画のとおり。

なお、災害復旧作業の連携に関して、通信業界との連携については、連携計画の第8条（関係機関との連携）（3）・（6）および連携計画の別添6「関係機関との連携にあたっての留意事項および連携事例集」に記載のとおり。

また、連携計画の別添6「関係機関との連携にあたっての留意事項および連携事例集」の別紙として作成し、広域機関に共有することとしている「連携事例集」に記載のとおり。

備考 災害復旧作業の連携に関して、通信業界との連携について記載すること。

○本届出書の計画が対象とする復旧工事に係る施工者との連携に関する実施内容

本届出書に添付の連携計画のとおり。

なお、災害復旧作業の連携に関して、復旧工事に係る施工者との連携については、連携計画の第8条（関係機関との連携）（4）・（6）および連携計画の別添6「関係機関との連携にあたっての留意事項および連携事例集」に記載のとおり。

また、連携計画の別添6「関係機関との連携にあたっての留意事項および連携事例集」の別

紙として作成し、広域機関に共有することとしている「連携事例集」に記載のとおり。

備考 災害復旧作業の連携に関して、復旧工事に係る施工者との連携について記載すること。

9 本届出書の計画を実施するための共同訓練に関する事項

○本届出書の計画の共同訓練の実施内容

本届出書に添付の連携計画のとおり。

なお、非常災害時における連携の円滑化を図るための共同訓練の計画については、連携計画の第12条（共同訓練）および連携計画の別添7「共同訓練実施要領」に記載のとおり。

備考 非常災害時における連携の円滑化を図るための共同訓練の計画について記載すること。

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 必要に応じて、詳細資料を添付すること。
 - 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
 - 4 手順書、方針、リスト及び様式などを引用する場合は、名称を記載するとともに、内容に変更があったときは、適時情報提供すること。